

山形市公送国保第 6 号

別紙記載の者に送達すべき国民健康保険税納税通知書は、市民生活部国民健康保険課に保管しており、いつでも送達を受けるべき者にこれを交付する。

上記のとおり、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）第6条の規定により公示する。

令和8年9月10日

山形市長 佐藤 孝弘

